

○与那原町観光交流施設設置、管理及び運営に関する条例

平成27年9月8日

条例第18号

改正 平成28年3月7日条例第6号

平成29年3月6日条例第3号

(趣旨)

第1条 町民の文化、芸術、教育、福祉、スポーツ活動の振興及び心身の健康増進を図るとともに、災害発生時対応の拠点とし、与那原町の観光振興、情報発信をすることを目的として、与那原町観光交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
与那原町観光交流施設	与那原町字与那原3179番地

(職員)

第3条 交流施設に管理運営に必要な職員を置く。

(休館日)

第4条 交流施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第2火曜日及び4火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 慰霊の日（6月23日）

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(使用)

第6条 交流施設は、町民の文化、芸術、教育、福祉、スポーツ活動及び災害発生時の救助支援活動拠点並びに観光振興及び文化交流活動等に使用する。ただし、次の各号のいずれ

かに該当するときは、他の目的に使用することができる。

- (1) 公益上必要があると認められるとき。
- (2) 特別に交流施設を必要とする行事等に使用するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、町長が使用を適当と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、町長が区域及び場所を指定して臨時に物品の販売等を許可することができる。

(使用の許可)

第7条 前条の規定により交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ書面をもって町長の許可を受けなければならない。ただし、個人が自己の運動等のために専用することなく交流施設を使用するときは、職員に申し出て、許可を受け、使用することができる。

2 交流施設の使用許可を受けようとする者が、交流施設に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、前項の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 町長は、前2項の許可に際して管理上必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第8条 交流施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を前納しなければならない。

2 町長が特にその必要があると認める者については、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。
- (2) 使用開始日の7日前までに使用の取消しの申出をした場合で町長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(使用権の譲渡禁止等)

第10条 使用者は、許可された使用の目的以外に交流施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の使用の許可を取り消

し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) あらかじめ使用許可を受けたものであっても、使用開始日の7日前までに町による使用が決定したとき。
- (2) 災害発生時又は防災活動に町が使用するとき。
- (3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (5) 使用者が職員の指示に従わないとき。
- (6) 使用者が与那原町暴力団排除条例（平成23年与那原町条例第17号）第2条第1号及び第2号に該当する者と判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

- 2 前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、町長はこれに対して賠償の責任を負わない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、交流施設の使用を終わったとき、又は前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、職員の指示に従い、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第13条 使用者は、交流施設、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示に従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（入場の制限）

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者と認める場合は、交流施設への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携行する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理上適当でないと認める者

（指定管理者による管理）

第15条 交流施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）

に行わせることができる。

- 2 前項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、交流施設の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(読替規定)

第16条 前条第1項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条第2項、第7条から第9条まで及び第11条から第14条まで中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金制)

第17条 第15条第1項の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、交流施設の使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内で指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、町長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 町長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定の手続については、与那原町公の施設の管理に関する基本条例（平成18年与那原町条例第3号）の定めるところによる。

(規則への委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第3号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第8条、第17条関係）

与那原町観光交流施設使用料

1 第8条第1項関係

(単位：円)

使用区分			時間帯	午前の部	午後の部	夜間の部	時間外
				9時～12時	12時～17時	17時～22時	1時間につき
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合 A			6,000	10,000	10,000	2,000
	入場料を徴収する場合 B			9,000	15,000	15,000	3,000
	その他の入場料を徴収しない場合 C			9,000	15,000	15,000	3,000
多目的室	入場料を徴収する場合 D			13,500	22,500	22,500	4,500
	入場料を徴収しない場合 E			2,400	4,000	4,000	800
	入場料を徴収する場合 F			3,600	6,000	6,000	1,200
舞台	入場料を徴収しない場合 G			3,600	6,000	6,000	1,200
	入場料を徴収する場合 H			5,400	9,000	9,000	1,800
	入場料を徴収しない場合 I			2,100	3,500	3,500	700
舞台	入場料を徴収する場合 J			3,150	5,250	5,250	1,050
	その他の入場料を徴収しない場合 K			2,700	4,500	4,500	900
舞台	入場料を徴収する場合 L			4,050	6,750	6,750	1,350

	合						
トレーニング室			入場料を徴収しない場合 M	12,600	21,000	21,000	4,200
			入場料を徴収する場合 N	18,900	31,500	31,500	6,300
1階	控室 1	入場料を徴収しない場合 O	1,200	2,000	2,000	400	
		入場料を徴収する場合 P	1,800	3,000	3,000	600	
	控室 2	入場料を徴収しない場合 Q	1,500	2,500	2,500	500	
		入場料を徴収する場合 R	2,250	3,750	3,750	750	
2階	控室 3	入場料を徴収しない場合 Q	1,500	2,500	2,500	500	
		入場料を徴収する場合 R	2,250	3,750	3,750	750	
	控室 4	入場料を徴収しない場合 Q	1,500	2,500	2,500	500	
		入場料を徴収する場合 R	2,250	3,750	3,750	750	
附属設備	衛生費	アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合 S	1,500	2,500	2,500	500	
		その他の催物に専用する場合 T	2,250	3,750	3,750	750	
	空調設備	アリーナ	15,000	20,000	20,000	5,000	
		多目的室	2,100	3,500	3,500	700	
		ステージ	3,000	5,000	5,000	1,000	
		トレーニング室	3,000	5,000	5,000	1,000	
		控室 1、2、3、4	1,500	2,500	2,500	500	
	他	シャワー	3分につき 100				
備品	音響	音響調整卓	1回につき 3,000				
		可動式モニター	1台につき 1,500				
	・照明	ワイヤレスマイク	1本につき 300				
		マイク	1本につき 500				
	設備	ピアノ	1回につき 3,000				
		可動式スポットライト	1台につき 200				
	・備品	スクリーン	1回につき 1,000				
		卓球フェンス	1セット（15枚）につき 100				
展示用パネル		1枚につき 100					

備考

1 1回とは、開会から閉会まで又は開演から終演までとする。

2 ピアノの使用料には、調律料を含まない。

別表第2（第8条、第17条関係）

2 第8条第1項関係

（個人・登録団体による使用）

（単位：円）

使用		区分	1時間につき		備考	
			町内	町外		
アリーナ	・ バレーボール ・ バスケット ・ バトミントン ・ バウンドテニス ※1コートにつき ・ 卓球 ※1台につき	一般	400	800	・ 原則2時間以内とする。 ・ 小・中学生単独でのトレーニング機器の使用は禁止する。 ・ 多目的室、控室は原則1時間単位とする。	
		小・中・高生	300	600		
		全面使用	一般	800		1,600
			小・中・高生	600		1,200
	1／2面使用	一般	400	800		
		小・中・高生	300	600		
	1／4面使用	一般	200	400		
		小・中・高生	100	200		
	トレーニング室	高校生以上	100	200		
		60歳以上	50			
	ランニングコース	一般	50	100		
高校生以下		無料	無料			
多目的室		一般	700	1,000		
控室 3、4		一般	500	750		

備考

1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。

- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収するが、営利を目的としないものについては、使用区分を「入場料を徴収しない場合」とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外で入場料を徴収しないが、付随的に営利を得ることがある場合は、使用区分を「入場料を徴収する場合」とする。
- 5 準備リハーサルで使用する場合は、上記の表及び前各項の基準金額の5割減額とする。
- 6 上記の表及び前各項の基準により難い場合等の使用料については、この条例に定めるもののほか、町長が別に定める。

別表第3（第8条、第17条関係）

3 物品販売店設置の場合

（単位：円）

使用区分	単位	館内	館外	備考
物品販売	1店1日につき	3,000	5,000	

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。